



市広報「私の街さかた」がインターネットで見られます

●お問い合わせ／市政課推進課
広報広聴係 ☎26・5706

「私の街さかた」が、パソコンやスマートフォンでも快適に、無料で見られます。

ヤマガタイーブックス

山形県内の印刷物を一か所に集めた電子書籍ポータルサイトです。ホームページアドレス／<http://www.yamagata-ebooks.jp/>

費用／無料

◆スマートフォンでの閲覧には、専用アプリのダウンロード(無料)が必要です。左記QRコードからダウンロードしてください。



アイ広報紙

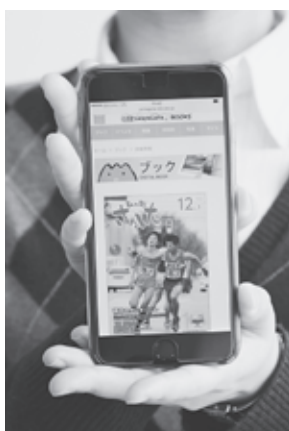
全国の広報紙を手軽に見られるスマートフォン向けのアプリケーションです。

主な機能／●登録した広報紙の最新号が発行されると、自動でお知らせが届く●気になった記事は

スクラップしてアプリ内に保存できるほか、SNSにも投稿できる
●設定した居住地域の自治体のホームページの新着情報が自動で表示される

閲覧できる号／平成27年8月1日号以降の号

閲覧方法／専用アプリ(無料)を左記QRコードからダウンロード



お詫びと訂正

●本紙1月1日号9ページの記事「第59回酒田市民芸術祭 酒田市民短歌大会・酒田市民俳句大会 秀作作品」に誤りがありました。お詫びして訂正します。

訂正箇所／短歌入選歌

【誤】金色に縁取られたる黒き

雲月の所在をものがたりある

【正】金色に縁取られたる黒き

雲月の在処をものがたりある

冬季間の献血にご協力ください「20歳の献血」キャンペーン実施中

●お問い合わせ／市健康課健康係 ☎24-5733

医療に必要な輸血用血液は献血で賄われていますが、冬から春先にかけては体調を崩す人が多く、献血者の減少による輸血用血液の不足が懸念されます。厚生労働省では、新年に成人式を迎える20歳の若者を中心に、献血への理解と協力を訴える「20歳の献血」キャンペーンを2月29日(月)まで実施しています。本市でも、若い世代をはじめとする多くの方々の献血をお待ちしています。

病气やけがで苦しむ多くの人たちを守るのは、皆さん一人一人の献血という愛の贈り物です。皆さんのご協力をお願いします。

◆献血日程は本紙16日号に掲載しているほか、市ホームページや酒田エフエム放送でもお知らせしています。

献血にご協力ください

月日	受付時間	場 所
2/4(木)	午前9時30分～11時30分	J A庄内みどり本所
	午後1時30分～3時30分	(株)小松写真印刷
2/5(金)	午前9時～11時30分	酒田電気工事会館(酒田電気工事協同組合青年部会主催)
	午後1時30分～3時30分	十坂コミュニティセンター
2/16(火)	午前9時30分～11時30分	新堀コミュニティ防災センター
	午後1時30分～3時30分	浜中コミュニティセンター

◆献血の会場で骨髄バンクのドナー登録を行うことができます。詳しくは山形県庄内保健所医薬事担当へ ☎0235-66-4738。



お年玉いっしょにもらっちゃおう!

平成28年度市・県民税の改正点をお知らせします

●お問い合わせ／市税務課市民税係 ☎26-5712～5714

●ふるさと納税による寄附金税額控除の上限額の引き上げ

都道府県や市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)を支出した場合に適用される特例控除額の上限額が、下表の通り引き上げられます。

特例控除額の上限

【現行】 平成27年度課税分まで (平成26年12月31日以前に寄附した場合)	➔	【改正後】 平成28年度課税分から (平成27年1月1日以後に寄附した場合)
所得割額の10%		所得割額の20%

●ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日以降に、確定申告の不要な給与所得者などがふるさと納税を行った場合、寄附先の都道府県や市区町村に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、所得税および復興特別所得税における控除額に相当する額が市・県民税所得割額から控除されます。確定申告書の提出は不要です。

ただし次に該当する方は、申告特例申請書を提出しても特例制度の対象とはなりませんので、控除対象となる全ての寄附金に関して確定申告または市・県民税申告が必要です。

- 医療費控除などの適用を受けるために、確定申告書や市・県民税申告書を提出する方
- 申告特例申請書を提出した都道府県や市区町村の数が5団体を超える方
- 申告特例申請書または申告特例申請事項変更届出書に記載した市区町村と、寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる方

●住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用期間における居住開始年月日を、現行の平成29年12月31日までから平成31年6月30日まで延長します。

●公的年金からの特別徴収制度の見直し

年間の特別徴収税額の平準化を図るため、平成29年4月以降に支給される年金からの仮特別徴収税額を下表の通り変更します。また平成28年10月以降、年度の途中で税額が変更になった場合や賦課期日後に市外へ転出した場合でも、一定の要件の下、特別徴収が継続します。

公的年金からの特別徴収額の算定方法(年金特別徴収継続者)

	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
【現 行】	前年度分の本徴収額 ÷ 3ずつ (前年度の2月と同額)			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3ずつ		
【改正後】	(前年度分の年額 ÷ 2) ÷ 3ずつ			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3ずつ		

◆仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、税負担の増減はありません。

◎市・県民税の申告会場が変わります

新庁舎改築工事に伴い、市・県民税の申告会場が酒田勤労者福祉センター(緑町)へ変わります。申告期間中は、市役所本庁舎での申告相談は行いませんので注意してください。申告相談の日程など詳しくは本紙2月1日号でお知らせします。